

余市商工会議所「わかあゆ共済」独自給付（見舞金・祝金）制度規約

（目的）

第1条 本規約は、「わかあゆ共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本制度の対象者は、「わかあゆ共済」に加入する余市商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

（運営費）

第3条 本制度に係る運営費は、「わかあゆ共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

（責任開始日）

第4条 本制度の責任開始日は、「わかあゆ共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

（保障期間）

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

（失効）

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

（給付内容）

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

（給付手続き）

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を余市商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

（附則）

1. 本規約は、平成23年2月1日から施行する。
2. 紹介内容に「小学校入学祝金」「高校入学祝金」を追加の為一部改正、平成31年2月1日から施行する。

以上

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として14日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、保険期間（毎年2月1日～1月末日）中に1回の支払いを限度とします。

給付内容／口数	一律
14日間以上の病気入院時	10,000円

『病気入院見舞金を支払わない場合』

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 同一の病気を原因とする、定期保険（団体型）の死亡・高度障害保険金を支払うとき
- (2) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (3) 事業主または加入者の虚偽による請求によるとき
- (4) 継続入院の14日目の日及び請求日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (5) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 成人祝金

加入者が本制度の保障期間中に成人（満20歳）に達したとき、成人祝金を支払います。

給付内容／口数	一律
加入者の成人時	10,000円

『成人祝金を支払わない場合』

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは成人祝金を支払いません。

- (1) 成人した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽による請求によるとき
- (4) 成人に達した日及び請求日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に婚姻届出をしたとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払います。

給付内容／口数	一律
加入者の結婚時	10,000円

『結婚祝金を支払わない場合』

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 婚姻届出をした日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の結婚の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 婚姻届出をした日及び請求日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 1

■ 出産祝金

加入者またはその配偶者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

給付内容／口数	一律
加入者または配偶者の出産時	10,000円

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の出産の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 出産した日及び請求日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 小学校入学祝金

加入者の子が本制度の保障期間中に小学校に入学したとき、次の小学校入学祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払います。

給付内容／口数	一律
加入者の子の小学校入学時	10,000円

《小学校入学祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは小学校入学祝金を支払いません。

- (1) 加入者の子が小学校に入学した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽による請求によるとき
- (4) 加入者の子が小学校に入学した日及び請求日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 高校入学祝金

加入者の子が本制度の保障期間中に高校に入学したとき、次の高校入学祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払います。

給付内容／口数	一律
加入者の子の高校入学時	10,000円

《高校入学祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは高校入学祝金を支払いません。

- (1) 加入者の子が高校に入学した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後1年未満の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽による請求によるとき
- (4) 加入者の子が高校に入学した日及び請求日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、「余市商工会議所わかあゆ共済（生命共済）お祝い金・お見舞金申請書」を余市商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 病名・入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、入院計画書及び領収書等の原本又はその写し

■ 成人祝金の請求手続

加入者が成人祝金の支払事由に該当した場合は、「余市商工会議所わかあゆ共済（生命共済）お祝い金・お見舞金申請書」を余市商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 生年月日が証明できる健康保険証、住民票等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、「余市商工会議所わかあゆ共済（生命共済）お祝い金・お見舞金申請書」を余市商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、婚姻届受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、「余市商工会議所わかあゆ共済（生命共済）お祝い金・お見舞金申請書」を余市商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日・続柄が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）、出産届受理証明書、母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）等の原本またはその写し

■ 小学校入学祝金の請求手続

加入者の子が小学校入学祝金の支払事由に該当した場合は、「余市商工会議所わかあゆ共済（生命共済）お祝い金・お見舞金申請書」を余市商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 生年月日が証明できる健康保険証、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し

■ 高校入学祝金の請求手続

加入者の子が高校入学祝金の支払事由に該当した場合は、「余市商工会議所わかあゆ共済（生命共済）お祝い金・お見舞金申請書」を余市商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 高校へ入学したことが証明できる学生証等の原本又はその写し

- 余市商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。